

広島県思いやり駐車場利用証交付制度における 広島空港専用「臨時利用証」の導入について

1 要旨・目的

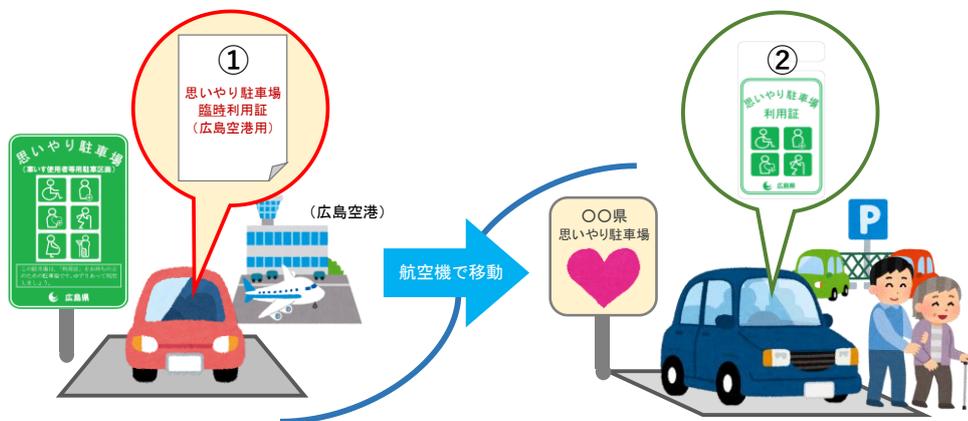
公共施設や商業施設等に整備されている障害者等用駐車区画の利用の適正化等を図るため、県で制度化している「思いやり駐車場利用証交付制度」について、利用者の利便性の向上を図る観点から、利用者の希望に応じて、広島空港専用の臨時利用証の交付を開始する。

2 現状・背景

- 「思いやり駐車場」の制度は、42府県が制度化しており（令和6年1月時点）、本県では、平成23年度に開始して、現在、約10万人が利用している。
また、この制度は、各府県の合意により相互利用が可能であり、本県の利用証を使用して、他府県制度の駐車区画を利用することができる制度として運用している。
- 本県では、他府県と同様、利用証の交付は1人につき1枚に限っており、また利用時には、車内に掲示していただいている。このため、仮に、広島空港の思いやり駐車場を利用して航空機で移動する場合には、利用証を携行して他県等で使用することができない状況となる。
- 今般、このことについて利用者から意見等をいただき、同空港管理者と調整した結果、利用者の希望に応じて、広島空港専用の「臨時利用証」を交付することとした。

【取組イメージ】

- ① 広島空港の思いやり駐車場に、「臨時利用証」（今回導入）を使用して駐車
- ② 航空機での移動先（他県）の思いやり駐車場に、交付済みの「利用証」を使用して駐車



3 概要

(1) 対象者

「思いやり駐車場」の利用者

(2) 内容

ア 「臨時利用証」の交付

広島空港の思いやり駐車場を利用される方で、移動先へ利用証の携行を希望される方に対して、同空港専用の「臨時利用証」を交付する。

イ 申請方法

広島空港を利用する日の2週間前までに、専用の「申請書」により県担当課へ申請する。

ウ 施行（開始）期日

令和6年3月1日（金）

(3) 予算（単県）

パーキング・パーミット制度運営事業：498 千円（令和 5 年度運営事務費）

(4) 今後の対応

広島県公式ホームページや、市町の利用証交付窓口等において周知を行い、円滑な制度運用を図る。

今回開始する臨時利用証は広島空港での使用を対象とするが、当該交付を進めていく中で利用ニーズ等を把握し、必要に応じて、交付対象施設の拡大等を検討する。

4 その他（関連情報等）

(1) 本県の利用対象者等

ア 利用対象区分・利用期限

区分	利用対象	利用期限
身体障害	障害の程度が、視覚(1級～4級)、上肢(1級・2級)、下肢(1級～6級)の方 など	利用期限なし
知的障害	障害の程度が㊤又はAの方	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	
難病	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	
高齢者等	要介護度1～5の方	
妊産婦	妊娠7か月～出産予定日から2年 多胎児の場合は、出産予定日から3年 （※産後は、乳幼児同伴のみ利用可）	（左記）
その他 （けが等）	<ul style="list-style-type: none"> ・けが等で補そう具の使用を必要とする方 ・発達障害等で、歩行の際に介助者の特別な注意が必要な方 ・その他歩行に支障のある方 	医師が認める期間

イ 県内の利用（利用証交付）者数 ※R5.12月末時点の申請数（県到達分）（人）

区分	身体障害	知的障害	精神障害	難病	高齢者等	妊産婦	その他	計
利用者数 (利用証有効者)	65,810	3,461	764	3,867	10,446	15,222	2,914	102,484

(2) 県内の協力施設・駐車区画数 ※R6.1月末時点

協力施設数	「思いやり駐車場」駐車区画数		
	障害者等用 駐車区画	一般区画 (プラスワン区画)	
1,488	4,079	3,292	787



(3) 制度紹介

広島県公式ホームページ「広島県思いやり駐車場利用証交付制度について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/1305535684157.html>

(4) 同様の制度を運営する自治体（相互利用可） ※R6.1月末時点

自治体名
岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（42 府県。本県を含む。）